

「輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物」の一部を改正する告示案等に対する意見公募要領

令和7年3月17日  
経済産業省  
貿易経済安全保障局  
安全保障貿易審査課

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

(1) スポーツ競技大会等のために持ち込まれた武器の持ち帰りに係る手続きの合理化

我が国では、国際的な平和及び安全の維持のため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について経済産業大臣の許可を受ける義務を課しています。今回、スポーツ競技大会や防衛装備展示会のために外国から持ち込まれた輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の持ち帰りについて、許可を要しないこととします。

(2) 輸入証明書（IC）の色指定の廃止及び様式の改定

輸入にあたって輸出者が輸出国政府機関からIC及び通関証明書（DV）を求められることがあり、日本の輸入者が相手国の輸出者から要求を受けた場合であって、発給の条件を満たしていれば、IC及びDVを発給しています。今回、ICの用紙の色の指定を廃止することとし、また様式第1及び第2の改定を行います。

ついでには、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

〈告示〉

○輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する告示案

〈通達〉

○輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達案

○輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領の一部を改正する通達案

## 3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課（東京都千代田区霞が関  
経済産業省本館13階）

#### 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年3月17日（月）～令和7年4月15日（火）必着

#### 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課 パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： [bzl-s-boeki-anzenhoshoshinsa@meti.go.jp](mailto:bzl-s-boeki-anzenhoshoshinsa@meti.go.jp)

（電子メールの件名を「『輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物』の一部を改正する告示案等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

#### 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。



